

市道認定申請手続きの概要

1 市道認定の申請

(1) あらかじめ関係者と十分に協議し同意を得た上で、「市道認定申請書」に下記書類を添付のうえ提出してください。

書類	添付	未添付理由
①位置図		
②平面図		
③写真（現況が確認できるもの）		
④自治会の市道認定同意書		
⑤占有者の市道認定同意書		
⑥その他（ ）		

(2) 道路の敷地に民有地がある場合は、下記書類の添付も必要となります。

書類	添付	未添付理由
①土地所有者の市道認定同意書		
②土地の登記事項証明書		
③公図（不動産登記法第14条地図転写のもの）		
④地積測量図		

※開発道路、位置指定道路又は民間の宅地造成事業で築造された道路以外で、分筆登記が必要な場合は、次の書類を添付することで上記(2)②から④までを省略することができます。

⑤土地所有者及び隣接土地所有者の用地測量実施同意書		
---------------------------	--	--

※認定申請に係る市道路線認定の議決があったときは、次に掲げる書類を提出してください。

⑥寄附申請書 各2通
⑦登記承諾書 各1通
⑧印鑑証明書 各1通

2 認定基準

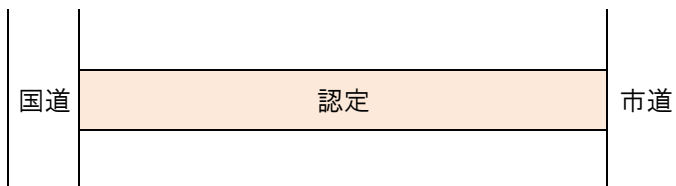
「美作市市道認定基準要綱」のとおりですが、主な内容は次のとおりです。

道路状況

不特定多数の人及び車両が現に通行しているもの又は通行することが予測されるものであって、以下の接続状況に該当する必要があります。

◆路線の両端が法の道路に接続している道路

【例①（国道と市道に接続している道路）】



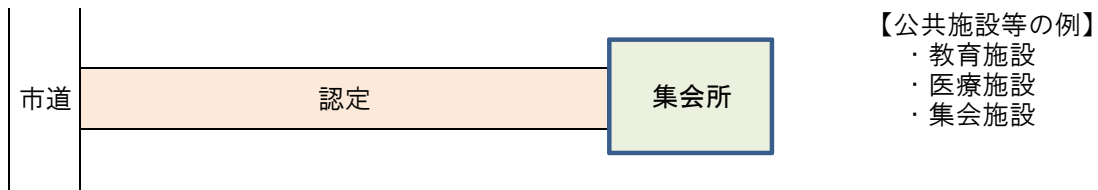
◆路線の一端が法の道路に、他端が幅員1.8メートル以上の農道等又は市有道路等に接続している道路

【例②（市道と幅員1.8m以上の農道に接続している道路）】

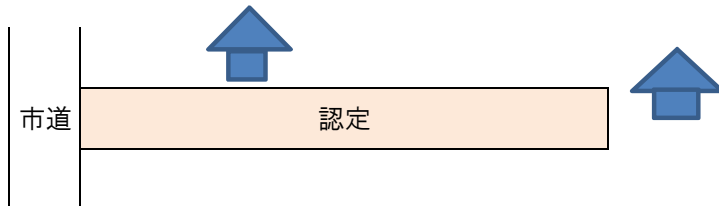


◆道路の一端が法の道路に、他端が公共施設等又は2戸以上の家屋に接続している道路

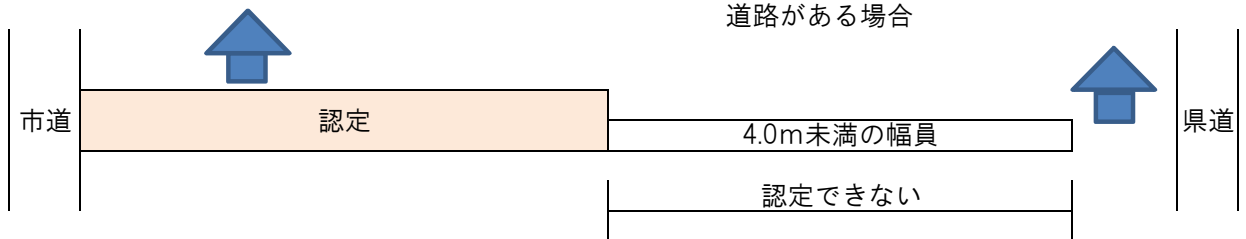
【例③（市道と集会所に接続している道路）】



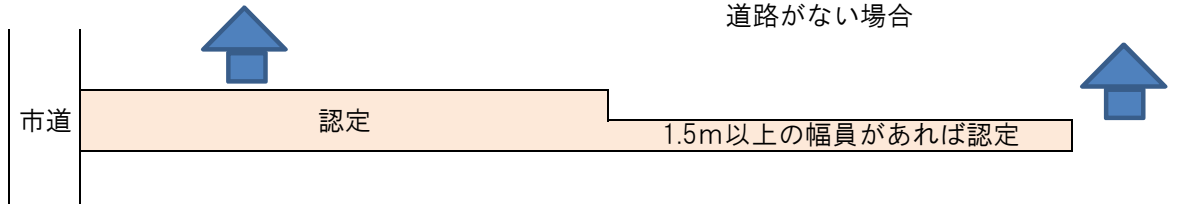
【例④（市道と2戸以上の家屋に接続している道路）】



【例⑤（市道と2戸以上の家屋に接続している道路）】

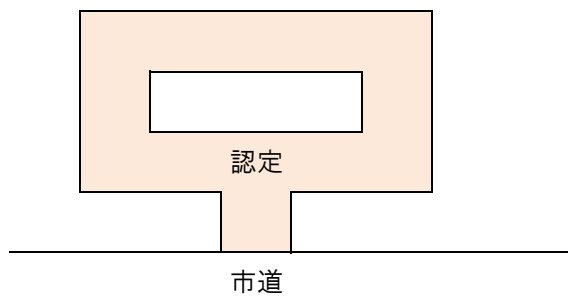


【例⑥（市道と2戸以上の家屋に接続している道路）】



◆路線の一端が法の道路に接続している循環状道路

【例⑦（市道に接続する循環状道路）】



道路の施設について

道路へは、原則、管理上支障のない構造で、次の施設を備えていなければなりません。

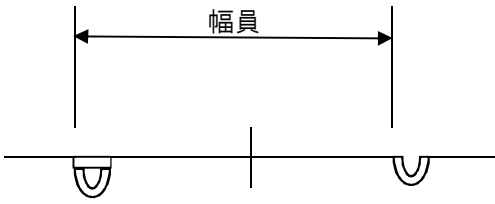
- (1)路面の排水処理施設（流末処理まで）
- (2)安全かつ円滑な交通を確保するために必要な道路附属物

※開発道路等は、別途条件あり

◆学校又は教育委員会において通園、通学路として指定されている道路

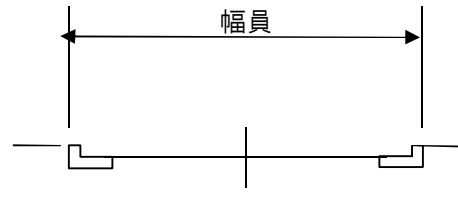
幅員

幅員は、側溝、側壁等を除く有効幅員とします。ただし、車両通行可能なふた掛側溝又はL型側溝は幅員に含めるものとします。



蓋あり
※強固で車両通行な場合に限る

蓋なし



L型側溝

L型側溝
※強固で車両通行な場合に限る

【幅員の基準】

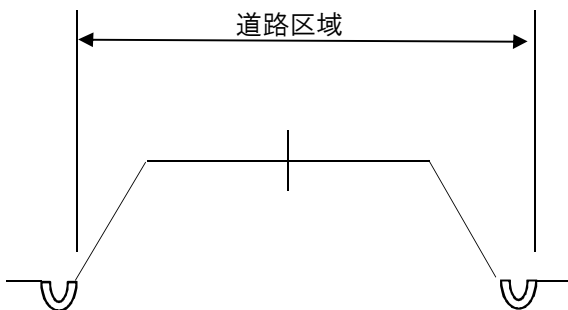
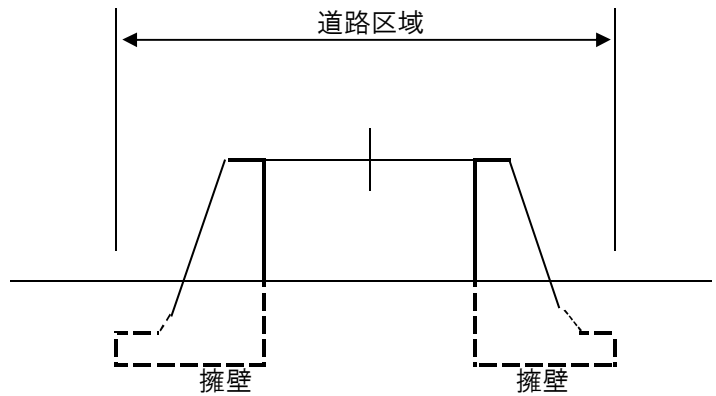
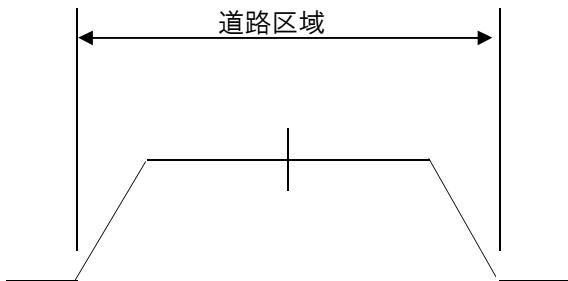
原則	法の道路（※注1）を連絡する堤防天端を兼用する道路	2項道路（※注2）	法の道路を連絡する地区の主要な道路で過去数年に渡り利用があるもの	2戸以上の家屋又は、公共施設等に連絡する代替のない道路	通学路	開発道路、位置指定道路
4.0m以上	3.0m以上（原則）	1.8m以上	1.5m以上			指定時幅員以上

（※注1）法の道路とは、道路法で規定する道路で、国道、県道及び市道のことです。

（※注2）2項道路とは、建築基準法第42条第2項の規定により指定を受けた道路のことです。

敷地

法敷については、基本的に道路区域とし、法尻に設置する側溝等の構造物までを道路区域とし、（道路排水を兼ねない水路は除く。）隣接地との境界が明確である必要があります。



側溝
※道路排水を兼ねない水路

側溝
※道路排水を兼ねる水路

占用物件について

道路の敷地内へ道路法第32条に規定する道路占用許可を受けることができない物件が存在している場合は、認定できません。

また、占用物件は、道路管理上支障の無い状態であり、市道認定された後は、新たに道路占用許可申請書を提出し、道路占用許可を受ける必要があります。

【許可できない物件の例】

- ・自動販売機
- ・クーラー室外機

所有権

道路の敷地は市へ無償寄附をお願いすることになります。市議会において、市道路線認定の議決があったときは、所有権移転の登記を行います。根抵当権、抵当権等の権利が設定されたままでは、市に所有権の移転ができませんので、あらかじめ権利の抹消登記を行ってください。また、登記名義人が死亡し相続が発生している場合、相続登記が必要になります。

権利関係で不明な点がある場合は、司法書士等にご相談ください。

分筆

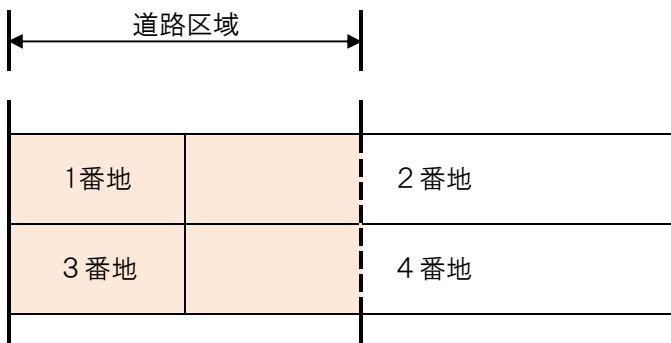
一筆の私有地内に道路の敷地と宅地や田畑がかかる場合は、原則、申請者または土地所有者の方で分筆登記を行い、道路部分だけを市に寄附してください。

ただし、次に該当する敷地の用地測量及び分筆登記については、市議会の議決を経た場合、市の負担で実施します。

(1) 開発道路、位置指定道路又は民間の宅地造成事業で築造された道路以外で、「土地所有者及び隣接土地所有者の用地測量実施同意書」が提出された敷地

(2) 建築基準法第42条第2項の規定により道路後退した敷地

(3) 市長が特に必要と認めた敷地



1番地、3番地の土地は全てが道路区域ですが、2番地、4番地は土地の一部分が道路区域ですので、道路部分を分筆し、市に寄附をしてください。

3 申請書の受付・相談（対象道路を管轄する部署へ）

(1) 市道認定申請書の受付は下記の場所において通年で行いますので、対象道路の管轄部署へ提出してください。

- ◆ 美作市役所建設部 建設課 72-0924
- ◆ 勝田総合支所 業務管理係 77-1111
- ◆ 大原総合支所 業務管理係 78-3111
- ◆ 東粟倉総合支所 業務管理係 78-3133
- ◆ 作東総合支所 業務管理係 75-1111
- ◆ 英田総合支所 業務管理係 74-3111

(2) 書類不備の場合は受け付けできませんので、不明な点等があれば事前にご相談ください。

4 審査

- (1) 現地の状況確認の際、必要に応じて申請者へ説明を求めることがあります。
- (2) 道路管理上支障になるものがあるなど市道認定基準に適合しない場合は、申請者へ不受理通知を送付します。また、不受理の内容が改善された場合は、再度審査を行います。
- (3) 審査の結果、基準に適合している場合は、申請者へ内定通知書を送付します。

5 市道認定手続き

- (1) 市道として認定するためには、市議会の議決を経る必要がありますので、市道認定基準に適合する路線を市議会に議案を提出します。
- (2) 市議会において、市道路線認定の議決があったときは、市の負担で所有権移転登記を行います。また、条件を満たす場合は市の負担で分筆登記（用地測量込み）を実施します。
- (3) 所有権移転登記の完了後、市道認定の告示を行います。（告示日から市道となります）
また、申請者に対し市道認定決定通知書を送付、土地所有者に対し登記済証の写しを送付します。

6 市道認定後

- (1) 占用物件がある場合は、道路法32条に基づく道路占用許可申請書を提出していただきます。
- (2) 道路の管理者は市となりますが、清掃や草刈等の維持管理についてご協力をお願いします。
- (3) 農道関連の補助が受けられない場合があります。